

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会
第 22 回 維持管理・環境管理専門委員会 議事録

●平成 29 年 3 月 14 日（火）9:30～11:30、イコス上尾

【議事結果】

- ① オブザーバー視察は、事務局が旅費・謝金を支出することとも含めて、声をかける方の候補を再検討して実施する。候補は、委員の意見を踏まえ、委員長・副委員長・事務局で対象者を考える。
- ② 協議会で承認を得た維持管理計画(案)について、実施日を決定した。
- ③ 4/8 の 3 地区合同イベントの詳細とその他のイベントの当面の対応を決定した。
- ④ 維持管理やイベントは、維持管理・環境管理専門委員会とイベント実行委員会の委員だけではスタッフが不足するため、イベント内容と必要な役割を明記した往復はがきを協議会委員全員に会長名で発送し、協力を呼びかけることとする。なお、呼びかけについては会長の了承を得て実施する。
- ⑤ エコロジカルネットワークの検討の進め方については、次回に各委員が案を持ち寄ることとする。
- ⑥ 委員から提案のあったモトクロス場跡地 D のオギの除草について試験的に実施する。除草したオギは現地に存置するが、搬出についても引き続き検討課題としておく。

【主な議事内容】

◎報告事項

●各会議の議事録

- ・ 質疑無し。

◎協議事項

●オブザーバー候補について

- ・ 事務局が旅費・謝金を支出することとも考慮して声をかける方の候補を再検討し、次年度から実施することとする。意見を踏まえて委員長・副委員長・事務局で対象者の案を考える。
- ・ 候補として以下の方々が挙げられた。
 - エコロジカルネットワークの検討委員の先生方
 - 市町村の商工会議所や観光協会の方々
 - 荒川の下流域の方々
 - 校長会など教育関係の方々
 - 埼玉県の河川環境に関わる関係者（視察要望がある）
- ・ 現状では人を呼べるほどの良い景色が無いので、視察をしても良い意見をもらえないのではないかと。
 - 景色の良し悪しは主観的な評価であり、良い景色はあるとは思っている。さらに、時間をかけて、自然が再生することで、景観がよくなっていくと考えている。
 - オブザーバーには現状と将来の目標を理解してもらった上で、人を集めるにはどうした

ら良いかの意見をもらいたいと考える。

●H29 の維持管理計画について

- ・ 協議会で承認を得た維持管理計画(案)について、実施日を以下の通りとする。維持管理内容の詳細は次回検討する。
 - 上池モトクロス場跡地 A・D の植生管理は 5/18 9:30 開始 (予備日 5/25)。
 - 子ども向けイベントは 10/21 の AM。長畑委員の予定も確保できる。
 - 下池ハンノキ移植地のつる性草本除去とミドリシジミ観察会は 6/25 (予備日 6/28) の 15 時。
 - 年度末の巡視は 2/6 9:30 開始。

●H29 のイベント計画について

- ・ 4/8 の 3 地区合同イベントについては、詳細を以下の通りとする。
 - 運営委員会で修正要望のあったタイトルについては、「荒川大自然ツアー」とする。
 - イベントのあり方としては、「ほのぼの楽しく」とする。
 - 受付のテントは設置しないで、のぼりのみとする。参加賞は、これまでのイベントで作成したものとする。
 - 三ツ又沼ビオトープは、現地で別企画を実施しているところに本企画の参加者が合流する形とする。説明は沼付近で実施し、参加者が到着する時間に、三ツ又沼ビオトープ説明担当の委員が駐車場まで迎えにくることとする。
 - アンケートには、自然再生のための「ボランティア活動」や「今後のイベントスタッフ」としての参加意欲を問う質問を追加する。あわせて、イベント後の連絡の可否の質問についても追加する。
 - 現時点の申し込み者に子どもがいないため、捕虫網は準備しない。
- ・ 維持管理やイベントは、維持管理・環境管理専門委員会とイベント実行委員会の委員だけではスタッフが不足するため、イベント内容と必要な役割を明記した往復はがきを協議会委員全員に会長名で発送し、協力を呼びかけることとする。(会長に確認後に実施)

●エコロジカルネットワークの検討方針について

- ・ 検討の進め方については、各委員が案を持ち寄って検討を行う。現在の全体構想や実施計画書の記載範囲にこだわらず、もっと広く捉えて良い。

●その他

- ・ 委員から提案のあったモトクロス場跡地 D のオギの除草について試験的に実施することで問題ない。除草したオギの処分は現地に存置とするが、搬出についても引き続き検討する。
- ・ 次回の委員会は、4月25日(火)午前9:30に開催する。場所等の詳細はあらためて事務局より連絡する。なお、この日までに緊急に調整・決定すべき事項が発生した場合は、各委員の意見照会や合意を必要とすると判断される場合を除き、委員長・副委員長・事務局で協議して対応することとする。

以上